

# 貴社の賃金に

大企業・中小企業共に検討必須

## 不合理な待遇差はありませんか？

～同一労働同一賃金について、既に点検・検討が求められています～

政府が「同一労働同一賃金の実現」を宣言して以降、非正規社員の待遇見直しに向けた動きが活発化しています。2020年4月には働き方改革法の一環として「法改正」の施行が予定されています（中小企業は2021年4月施行）。

しかし、既に現行法上、同一労働同一賃金（不合理な待遇差解消）は、大企業・中小企業を問わず点検・検討はマストです。現行法には「不合理な待遇差」を禁止する条文が既に盛り込まれており、実際、昨年末から今年にかけて、非正規社員にも賞与や退職金、手当を支払うよう命じる裁判例が相次いでいるのがその証左です。

- ・ 東京高裁平 30. 12. 13（日本郵便（東京）事件）：住居手当、年末年始手当ほか
- ・ 大阪高裁平 31. 1. 24（日本郵便（大阪）事件）：年末年始勤務手当、祝日給ほか
- ・ 大阪高裁平 31. 2. 15（大阪医科薬科大学事件）：賞与ほか
- ・ 東京高裁平 31. 2. 20（メトロコマース事件）：退職金ほか

つまり、法改正の施行を待たずして、現時点で大企業も中小企業も点検・検討を要する状況というのが正確な理解です。

本セミナーでは、①同一労働同一賃金の法的考え方、②最新の判例・裁判例の状況、③それらを踏まえた制度点検のポイント、④法改正による影響分析について、労働法を専門とする弁護士が実務的に徹底解説します。

開催日時

2019年7月26日（金）14:00～17:00

会場

大阪銀行協会 別館4階 第2研修室

大阪府大阪市中央区谷町3丁目3-5 最寄り駅:Osaka Metro 谷町線・中央線 谷町四丁目駅

受講料

会員:19,440円 一般:27,000円

受講料は、参加者1名様、テキスト代、消費税を含みます。

講師

石寄・山中総合法律事務所 弁護士

たちばな ひろ き  
**橘 大 樹** 氏



セミナー参加申込書

7/26(金)「貴社の賃金に不合理な待遇差はありませんか？」セミナー ⑧

【りそな総合研究所 会員・研修事業部(研修担当) 行】

※個人情報の取り扱いに関して「私は貴社の個人情報に関する利用目的を確認、同意の上、申込みをします」なお、個人情報の取り扱いについての詳細は、弊社ホームページ (<http://www.rri.co.jp/kojin/index.html>) をご覧ください。

お申込みは、弊社 HP、または、「セミナー参加申込書」へご記入の上 FAX にてお申込みください。

TEL:06-6258-8806 FAX:06-6258-8863

貴社名		区分	MS・会員・一般	会員番号	
受講票送付先	〒	連絡担当者	部署		
			役職・氏名		
TEL	( )		E-Mail		
FAX	( )	取引店	銀行	支店	
参加者	氏名 ( )	部署	役職		
	氏名 ( )	部署	役職		
	氏名 ( )	部署	役職		

## ■講師略歴

弁護士。専門分野は労働法。慶應義塾大学法学部法律学科、一橋大学法科大学院卒業。司法修習を経て弁護士登録の後、石寄・山中総合法律事務所入所。経営者側に立つ弁護士として、訴訟、労働審判、団体交渉のほか、長時間労働対策、セクハラ・パワハラ、休職、人事賃金制度の変更などを多数手がけ、人事労務に関連する様々な法律相談にも対応している。現在では、『働き方改革』の労務問題を中心にセミナー講師として活躍中。

<主な著作> 『労働時間管理の法律実務』（中央経済社）『労働条件変更の基本と実務』（中央経済社）  
『休職した従業員を軽易業務で復帰させる義務はあるか』（ビジネス法務）など

## ■カリキュラム

※講義中の録音・録画はご遠慮ください。

### 1. 同一労働同一賃金とは何か

- (1) 現行法上、大企業も中小企業も既に点検・検討は義務
- (2) 「現行法上も義務」の理由とは何か
- (3) 企業を取り巻く 2019 年 7 月時点の状況分析
- (4) 企業にとってどのような「法的リスク」があるのか

### 2. 同一労働同一賃金（不合理な待遇差）の基本的考え方

- (1) 法律で求められる「均衡」と「均等」の意味  
—労働契約法 20 条、パート労働法 8 条、9 条
- (2) 最高裁が明らかにした同一労働同一賃金の法的見解  
—最高裁平 30. 6. 1（ハマキョウレックス事件）
- (3) 契約社員にも年末年始手当、祝日給？  
—大阪高裁平 31. 1. 24（日本郵便（大阪）事件）
- (4) アルバイトにも賞与？  
—大阪高裁平 31. 2. 15（大阪医科薬科大学事件）
- (5) 厚生労働省ガイドライン（指針）の位置付け  
—厚生労働省告示第 430 号（平 30. 12. 28）

### 3. 企業における制度点検・検討の手順

- (1) どのような「雇用形態」があるか
- (2) それぞれ「待遇」はどうなっているか
- (3) 待遇に違いがある「理由」は何か

### 4. 個々の待遇ごとに見る制度点検・検討のポイント

- ①基本給 ②賞与 ③役職手当 ④特殊作業手当
- ⑤精皆勤手当 ⑥時間外手当 ⑦通勤手当
- ⑧食事手当 ⑨地域手当 ⑩住宅手当
- ⑪家族手当 ⑫退職金 ⑬福利厚生 ⑭特別休暇
- ⑮病気休職

### 5. 定年後再雇用の見直し

- (1) 定年後再雇用も同一労働同一賃金の対象である
- (2) 最高裁の考え方を知ろう  
—最高裁平 30. 6. 1（長澤運輸事件）
- (3) 実務で気をつけるべきポイントはどこか

### 6. 同一労働同一賃金と法改正による影響

- (1) 法改正による変化は実は大きくない（派遣を除く）
- (2) 入社時に「明示」すべき事項の追加
- (3) 従業員の「求め」に応じた説明義務とは何か
- (4) 労働者派遣は何かどう変わるのか？
- (5) 均等・均衡方式と労使協定方式？

### 7. 実務対応策のまとめ

※開催時の最新情報で解説するため、プログラム内容を変更する場合があります。

## ■お申込・お支払方法等

1. 表面の「セミナー参加申込書」へご記入の上 F A Xにてご送信いただくか、弊社 H P よりお申込みください。
2. お申込み受付後、「受講票」「会場地図」をお送りいたします。
3. 会員の方の受講料のお支払いは、入会時にご選択いただきました方法になります。  
※ 口座振替の場合：口座振替日はセミナー開催月の翌月 23 日（休日の場合は翌営業日）になります。  
※ お振込みの場合：セミナー開催月の翌月 10 日頃にご請求書をお送りいたします。
4. 一般の方の受講料のお支払いは、お振込みとなります。原則、受講票とともに請求書をお送りいたします。
5. キャンセルの場合、セミナー開催前営業日の 17 時までにご連絡ください。それ以降のキャンセル及び当日欠席は、受講料を全額いただきますのでご了承ください。また、事前のご連絡が無い限り、自動的にキャンセルにはなりませんのでご注意ください。
6. 諸事情により、開催を中止させていただく場合がございます。